

「消防活動阻害物質」の調査結果

１ 調査対象物質

「薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）において、毒物・劇物の指定又は解除が妥当であるとの結論に達し、毒物及び劇物指定令の一部改正が行われた物質は７物質であった。（参考Ⅱ－３）

これに加えて、平成 27 年度の本検討会で入手困難であり、必要な分析ができないため指定見送りとしている「２－エチル 3， 7－ジメチルー 6－〔４－（トリフルオロメトキシ）フェノメキシ〕－４－キノリル＝メチル＝カルボナート」を加えた 8 物質について、前回の検討会で決定した「消防活動阻害物質の調査方法」に基づき調査を行った。

２ 調査結果（資料Ⅱ－３－２）

8 物質について調査した結果を表に示す。各物質への対応については次のとおりである。

- （１） 表の No. 1、新規に劇物に指定された 2－ターシャリーブチルフェノールについては、引火点（110℃）を有する液体の物質であるため危険物に該当することから、消防活動阻害物質への指定について対応は要しない。
- （２） 表の No. 2～ No. 7 の 6 物質については、これまで毒物又は劇物に指定されていた物質の除外等であるが、これらの物質は消防活動阻害物質に指定されていないため、対応は要しない。
- （３） 表の No. 8、平成 27 年に劇物に指定された 2－エチル 3， 7－ジメチルー 6－〔４－（トリフルオロメトキシ）フェノメキシ〕－４－キノリル＝メチル＝カルボナートについては、流通量が把握できず入手困難である。引き続き、流通量の把握に努めていく。

表 調査対象物質一覧

No.	毒物・劇物の 指定・除外等	物 質 名	危険物 の指定	消防活動 阻害物質	対応の可否
1	新規に 劇物に指定	2-ターシャリーブチルフエノール	第4類	—	既に危険物であるため <u>対応不要</u>
2	毒物から劇物 ・ 劇物から除外	亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤 容量1リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸0.000082%以下を含有する製剤	—	非該当	現在、消防活動阻害物質に指定されていないため <u>対応不要</u>
3	劇物から除外	焼結した硫化亜鉛（Ⅱ）	—	非該当	現在、消防活動阻害物質に指定されていないため <u>対応不要</u>
4	劇物から除外	トリス（ジペンチルジチオカルバマトー K_2S, S' ）アンチモン5%以下を含有する製剤	—	非該当	現在、消防活動阻害物質に指定されていないため <u>対応不要</u>
5	劇物から除外	3-（6, 6-ジメチルピシクロ〔3.1.1〕ヘプター-2-エン-2-イル）-2, 2-ジメチルプロパンニトリル	—	非該当	現在、消防活動阻害物質に指定されていないため <u>対応不要</u>
6	劇物から除外	3-メチル-5-フェニルペンター-2-エンニトリル	—	非該当	現在、消防活動阻害物質に指定されていないため <u>対応不要</u>
7	劇物から除外	無水マレイン酸1.2%以下を含有する製剤	—	非該当	現在、消防活動阻害物質に指定されていないため <u>対応不要</u>
8	再調査 （H27 劇物指定物質）	2-エチル3, 7-ジメチル-6-〔4-（トリフルオロメトキシ）フェノメキシ〕-4-キノリル=メチル=カルボナート	—	非該当	流通量が把握できず、入手困難。 <u>引き続き、流通量等の把握に努める。</u>